

豊田市新エネルギー活用促進補助金手続要領

令和7年4月1日施行

令和8年1月5日施行

～はじめに～

本補助金は公的な税金を財源としているため、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当市は、当然ながら厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽の申請や不正行為に対しては厳正に対処します。

本補助金を申請するにあたっては、豊田市新エネルギー活用促進補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及び本要領をよく理解した上で、以下の点について十分認識し、補助金の申請に関する全ての手続を適正に行っていただきますようお願いします。

- ① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還していただくことになります。
- ③ 実態と異なる書類等を作成して補助金を受給しようとすることは犯罪となります。
- ④ 補助対象事業の実施にあたっては、各種法令、基準等を遵守してください。
- ⑤ 補助対象事業により取得した財産については、総務省所管補助金等交付規則第8条に規定する耐用年数に相当する期間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、または担保提供することはできません。
- ⑥ 補助対象事業に係る全ての資料は、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間は、いつでも閲覧できるように保存しておく必要があります。
- ⑦ 要綱に規定する要件を欠くこととなったときは、指定もしくは交付の決定の取り消し、交付の停止、補助金の返還などの対応を求める場合があります。

1 補助対象事業者

市内に事業所（個人事業主にあっては、市内に住所及び主たる事業所）を有する事業者であつて、次の要件を全て満たす者。

- (1) 中小企業者※1、中小企業団体、個人事業主又は中堅企業者※2であること
- (2) 製造業又は運輸業に属する事業を営む者※3であること
- (3) 豊田市税を滞納していないこと
- (4) 公序良俗に反する事業を行っていない者であること
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること※4
- (6) 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること

(7) その他市長が不適当と認める者でないこと

※1 中小企業法第2条第1項第1号の定義による。以下例示。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業等その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※2 産業競争力強化法第2条第24項の定義による。以下、抜粋。

『「中堅企業者」とは、常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人(中小企業者を除く。)をいう。』

※3 製造業又は運輸業に属する事業を営んでいれば、製造業又は運輸業が主業となっているかについては問わない。製造業又は運輸業の具体的な定義は日本標準産業分類を参照すること。

※4 詳細については、要綱第5条第1項第1号～6号を確認すること。

2 補助対象事業

補助対象事業者が再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー由来水素活用設備等(以下「設備等」という。)※1を導入する事業であって、次の要件を全て満たすもの。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備等の導入される場所が、製造業又は運輸業を主業として営む※2市内の事業所内であること
- (2) 補助対象事業者が設備を購入し、所有すること。
- (3) 再生可能エネルギー由来水素活用設備等を導入する場合にあっては、同一事業所内に再生可能エネルギーによる発電設備を所有すること(再生可能エネルギー由来水素発電システムを導入する場合を除く)。
- (4) 発電した電力又は生成した水素を製造業又は運輸業に属する事業の用に消費すること※3
- (5) 発電した電力、生成した水素又はその他副生物を補助対象事業者以外が消費する場合、それによる対価を得ないこと※4

※1 「再生可能エネルギー発電設備等」とは、再生可能エネルギーを電気に変換し発電する設備並びにその設備と付随又は連携して導入する設備、充電器、蓄電池及びシステムをいう(ソーラーカーポート含む)。中古品及びリース契約によるものは対象とならない。

「再生可能エネルギー由来水素活用設備等」とは、再生可能エネルギーにより発電した電力を用いて水の電気分解をすることにより製造する水素(グリーン水素)を動力源として利用する設備であって、要綱第2条第1項第9号から13号に規定するものと付随又は連携して導入するその他の設備、システムをいう。詳細は要綱別表1を確認すること。

ただし、導入時点で使用する動力源がすべてグリーン水素であることは求めず、将来的に全量をグリーン水素に切り替える意思表示がされていれば、非グリーン水素の利用も認める。

※2 製造業又は運輸業が主業となっている必要がある。「補助対象事業者」の定義と異なるた

め留意。製造業又は運輸業が主業となっているかについて、申請書添付資料（事業計画、パンフレット等）による判断が難しい場合は、別途、これを証する書類（製造業又は運輸業による売上が過半を超えているなど）を提出する必要がある。

- ※3 製造業又は運輸業に属するものには、設計、人事管理等を含むものとする。
事業所に製造業又は運輸業以外の施設があり、発電した電力の一部をこれに消費している場合、事業所一体において製造業又は運輸業が主業となっており、発電した電気の大半を製造又は運輸の事業に消費していれば認めることとする。
なお、製造業又は運輸業以外の施設は、全体面積の2割を超えない範囲まで可とする。
- ※4 申請者以外のものに、**家賃の一部に光熱水費を含めて無償貸与していることが「書面上」確認できる場合は「対価を得ないもの」として取り扱う。**

3 補助対象設備

（1）再生可能エネルギー発電設備

発電モジュールの合計出力が10kW以上であること。

（2）再生可能エネルギー由来水素発電システム

- ア 水素活用設備等に燃料として再生可能エネルギー由来水素を供給するために必要な設備であること。
- イ 当該設備に要する電力の全量相当分を同一事業所内の再生可能エネルギーによる発電設備で賄うことであること。
- ウ 既製品であること。

（3）純水素型燃料電池

- ア 1台当たり定格出力5kW以上であること。

- イ 自立分散型電源であること。

（4）水素燃料ボイラー

- ア 水素専焼であること。

- イ NOx排出量（O₂=0%換算）が50PPM以下であること。

（5）温水発生機

- ア 水素専焼であること。

- イ NOx排出量（O₂=0%換算）が50PPM以下であること。

（6）水素バーナー

- ア 水素専焼であること。

- イ 燃焼時に排出される窒素酸化物の排出量が従来の都市ガス等を燃料としたバーナーと同等若しくは以下であること。

※上記、（6）については、導入予定の設備と同等の製品を比較し、窒素酸化物の排出量が同等若しくは以下であることを証する書類を提出する必要がある。

4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、下記のとおり（消費税及び地方消費税を除く）。

- (1) 調査費
- (2) 設計費
- (3) 設備費
- (4) 附帯設備費
- (5) 建物補強等工事費
 - ・その他 (3) (4) に含まれない設置に必要となる工事費。

補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除き、合計金額が300万円以上あること。300万円未満の場合は、補助金の交付対象とならない。

上記(1)調査費、(2)設計費、(3)設備費は、その合計額につき、「導入する再生可能エネルギー発電設備等の合計出力数(kW)に20万円を乗じた額」を限度とし、補助金の交付対象とする。

上記(4)附帯設備費、(5)建物補強等工事費は、その合計額につき、(1)調査費、(2)設計費及び(3)設備費の合計額と「導入する再生可能エネルギー発電設備等の合計出力数(kW)に20万円を乗じた額」とを比較し少ない額を限度とし、補助金の交付対象とする。

- ◇ 補助対象経費 \geq 300万円
- ◇ (1) + (2) + (3) \leq 合計出力(kW) \times 20万円
- ◇ (4) + (5) \leq [(1) + (2) + (3)] と [合計出力(kW) \times 20万円]のいずれか少ない額

発注は、再生可能エネルギー発電設備については、原則として市内に本店、支店、支社、営業所又は出張所を有する事業者を相手方にしたものに限る。

市内に支社、支店、営業所、出張所等を有する事実を確認するため、①法人登記簿、②課税標準の分割に関する明細書 第22号の2様式 ③豊田市入札参加資格名簿（建設工事）、④法人等の設立（異動）等の届出書の控え、⑤豊田市長が発行する事業証明書の順に確認を行うものとする。法人登記簿で本店を市内に置くことが確認できる場合は、書類添付を不要とする。

ただし、市内に本店等を有する事業者だと補助対象事業の実施が困難な場合、又は市長が特に必要があると認める場合はこの限りではない。

この場合、申請書（変更申請書含む）に理由書（様式第5号）を添付する必要がある。当該理由書には、市内事業者に発注できない理由、市内事業者名及びその連絡先を記載すること（原則2社以上の市内事業者に依頼すること）。なお、必要に応じて、市担当者から確認の連絡をすることがある。

なお、再生可能エネルギー由来水素活用設備等については、市外業者への発注を制限しない。

※ 上記に列挙されている場合であっても、補助対象事業に不要と認められるものにつ

いては補助対象外となることがある。

- ※ 合計出力については、発電モジュールの合計出力とする。
- ※ 補助対象経費の発注先となる事業者は、登記されている法人に限る。ただし、導入する再生可能エネルギー発電設備等の合計出力が 50kW 以下の場合はこの限りではない。

5 補助対象外経費

補助対象外経費は、補助対象事業に要する経費のうち、

- (1) 解体費
- (2) 撤去費
- (3) 移設費
- (4) 通信費
- (5) 光熱水費
- (6) 租税公課
- (7) 官公庁等への申請費
- (8) その他市長が不適切と求めるもの

- ※ 上記に列挙されていないものであっても、補助対象事業に不要と認められるものについては補助対象外となることがある。

6 補助金額

補助金の額及び限度額については別表に定める額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- ※ 補助対象経費に対して、国又は県の補助金等の交付がある場合は、補助対象経費の合計額から当該補助金等の交付相当額を控除する。この場合、国又は県の補助金等に係る申請書類、交付決定書類等の提出を要する。なお、交付申請するにあたっては、国又は県の補助金額等が確定している必要がある。

- ※ 豊田市 S D G s 認証制度実施要綱における、 S D G s 認証の上位認証以上を取得されている事業者は補助率を上乗せする。(要綱別表第 2 のとおり)

別表第 2 (第 9 条関係)

補助対象設備	補助金額	補助金の限度額
再生可能エネルギー発電設備等	補助対象事業者が交付申請時において豊田市 S D G s 認証のうち、最上位認証又は上位認証を有している場合	補助対象経費の合計額(当該補助対象経費に対する国又は県の補助金等の交付があるときには、補助対象経費の合計額から当該補助金等の交付額に相当する額を控除した額。以下同じ。)の 3 分の 2 の額

		とする。	
	前号に掲げる場合以外の場合	補助対象経費の合計額の2分の1の額とする。	3,000万円

7 スケジュール

① 指定申請（事業者→市）

下記の書類にて申請すること。

書類作成に当たっては、記入例を参照すること。なお、同一の補助対象経費について、豊田市の他の補助金と重複して申請することはできない。

- ・指定申請書（様式第1号）
 - ・収支予算書（様式第2号）
 - ・補助対象事業に係る見積書（経費別に内訳が記載されているもの。「一式」の記載不可。）
 - ・想定数値算出シート（太陽光発電設備を導入する場合）（様式第3号）
 - ・事業内容を確認できる資料（企業の概要書、位置図、平面図、配置図、設備のカタログ等）
 - ・誓約書（様式第4号）
 - ・理由書（様式第5号）（市内に本店等を有する事業者以外に発注する場合に限る。）
 - ・役員一覧表（様式第6号）
 - ・法人の履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は開業届又は直近の確定申告書の写し）
 - ・定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
 - ・豊田市SDGs認証の認証書の写し（豊田市SDGs認証のうち、最上位認証又は上位認証を取得している場合に限る。）
 - ・委任状（様式第14号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式）（申請者が本人以外に申請を委任する場合に限る。）
 - ・発注先に支社、支店、営業所、出張所等が市内にあることを証する書類（課税標準の分割に関する明細書 第22号の2様式、法人等の設立（異動）等の届出書の控え又は事業証明書。ただし、法人登記簿で本店を市内に置くことが確認できる場合を除く。）
 - ・その他市長が必要と認めるもの
- なお、法人の履歴事項全部証明書については、申請日以前かつ直近3か月以内に発行されたものとする。

② 事業着手（事業者）

事業着手とは、補助対象事業の発注（設備の発注等）のことをいう。

事業着手は、指定申請日の翌日以降しか行うことができない。指定可否決定前に行うことは可能。

③ 指定可否決定（市→事業者）

指定申請書類等を審査のうえ、指定の可否を決定する。指定の際に、必要な条件を付す場合がある。標準的な処理期間は1～2か月程度とする。

④ 事業計画変更承認申請及び承認（市↔事業者）

指定を受けた後、交付申請するまでの間に当該指定に係る内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第8号）を提出し承認を得ること。なお、指定時の申請内容に何らかの変更が生じる場合は、あらかじめ市に相談すること。

＜変更承認申請が必要な場合＞

- ・事業計画に変更がある場合（発注相手方の変更等を含む）。
- ・事業期間に変更がある場合。（やむを得ない事情により、事業完了が指定日から1年を超える場合を含む（最大1年6か月まで延長可能））。
- ・事業に係る金額に変更があった場合（見積額等に変更があった場合を含む）。
- ・国、県等の補助金を受けようとする場合。
- ・交付申請までに豊田市SDGs認証（最上位認証又は上位認証に限る）を取得し、補助率等の変更を希望する場合。
- ・軽微な変更の場合、承認申請を不要とする場合もあるため、事前に相談すること。
- ・その他、変更承認申請が必要なケースについては、個別具体的に検討する必要があるため、指定時の申請内容から何らかの変更が生じる場合は必ず市に相談すること。

※当該指定に係る内容の変更について、事業計画の変更承認を受けていない場合は、補助金の交付を受けられなくなる可能性がある。

※事業に係る金額に変更（増額）があったにも関わらず、事業計画の変更承認を受けなかったときは、指定申請時に提出した収支予算書（様式第2号）に記載された申請補助額が補助金額の限度額になる。

⑤ 事業完了（事業者）

事業完了とは、補助対象事業に係るすべての支払いが完了（設備取得及び設置工事費の最終支払等）することをいう。

指定決定日から1年以内に事業を完了すること。ただし、指定事業者の責によらない事由により1年以内の事業完了が困難な場合は、事業計画変更承認を得れば、1年6か月まで延長することができる。

⑥ 交付申請兼実績報告（事業者→市）

事業完了日から30日を経過する日又は令和10年3月31日のいずれか早い期日までに下記の書類にて申請すること。

ただし、国又は県の補助金の交付を受ける場合においては、当該補助金の額が確定した日

から30日を経過する日又は令和10年3月31日のいずれか早い期日までに、速やかに申請すること。

- ・交付申請書兼実績報告書（様式第11号）
- ・収支決算書（様式第2号）
- ・設備等の設置状況が確認できる写真等（設置前及び設置後）
- ・契約書等発注したことを証する書類等（契約書、発注書等の写し。申請時の発注先事業者の名義と支払いしたことが分かる書類の名義が同一であること。補助対象経費の明細が確認できる書類であること。）
- ・領収証等支払いしたことが分かる書類等（請求書、発注先の押印のある領収証、通帳の該当部分等の写し。原則、申請時の発注先と支払いしたことが分かる書類の振込先等の名義が同一であること。）
- ・想定数値算出シート（太陽光発電設備を導入する場合）（様式第3号）
- ・委任状（様式第14号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式）（申請者が本人以外に申請を委任する場合に限る。）
- ・その他市長が必要と認めるもの

下記の場合は申請することができない。

- ・同一の補助対象経費について、豊田市の他の補助金と重複して申請し、又は交付を受けている場合。
- ・事業者が行う事業が、豊田市成長投資促進条例（令和6年条例第48号）、豊田市企業立地奨励条例（平成29年条例第37号）、豊田市創造産業立地補助金交付要綱（令和7年4月）又は豊田市高度先端産業立地補助金交付要綱（令和7年4月）に規定する立地に伴い行うものである場合。
- ・事業者が、過去に、上記条例又は上記要綱に基づき指定、又は認定されている場合（上記条例又は上記要綱に規定する操業開始後1年を経過している場合は除く）。

⑦ 交付決定（市→事業者）

交付申請書類を審査のうえ、交付を決定する。交付決定の際に、必要な条件を付す場合がある。標準的な処理期間は1～2か月程度とする。

⑧ 請求（事業者→市）

交付決定後、速やかに市指定の請求書で請求すること。振込口座の名義と口座番号が分かる通帳等の写しを添付すること。また、原則、申請者本人名義以外の口座には入金できず、入金日の指定もできない。

⑨ 支払い（市→事業者）

※ 交付申請するまでの間に、指定に係る内容を廃止しようとするときは指定申請取下げ書（様

式第10号)を提出すること。廃止とは、発電設備等の発注を取りやめること等をいう。

8 注意事項

- 同一事業所においてこの補助金の交付を受けることができるのは1回までとする。
- 水素活用設備等について、この補助金の交付を受けることができる設備は1種類とする。
- 申請書類等は、市に提出する前に、写しをとっておくこと。
- 申請は、原則、あいち電子申請・届出システムにより行うこと。
- 交付申請書を提出された場合でも、添付書類等に不備があった場合、受付できないことがある。(不備事項を補正した上で、再度申請)。
- 場合によっては、指定又は交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を命ずることがある。
- 補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を保存しなければならない。
- 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、総務省所管補助金等交付規則第8条に規定する耐用年数に相当する期間は、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 総務省所管補助金等交付規則第8条に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した設備等について処分する場合は、様式第15号により、あらかじめ市長の承認を求める。
- 必要に応じて、申請内容、補助対象事業の進捗状況、効果及び補助対象事業により導入した再生可能エネルギー発電設備等について、説明、文書の提出、又は現場の確認を求めることがあり、正当な理由なくこれを拒んではならない。なお、建物補強工事を行う場合は、原則、交付前に現場の確認を行うこととする。
- 本補助金を活用した事業について、取材等を依頼する場合がある。
- 当手続要領に加え、要綱も必ず確認すること。

9 提出先・問合せ先

豊田市産業部産業振興課 (西庁舎7階)

住所：〒471-8501 豊田市西町3-60

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日を除く平日のみ)

電話番号：0565-34-6641

FAX番号：0565-35-4317

メールアドレス：kigyo-yuchi@city.toyota.aichi.jp